

尾張旭市監査公表第21号

令和5年6月30日付け尾張旭市監査公表第18号をもって公表した公の施設の指定管理者監査結果報告について、令和5年7月3日付け5暮第35号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和5年7月28日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 若 杉 たかし

新池交流館（市民生活部暮らし政策課）

監査の指摘事項	措置状況
<p>(1) 施設利用料金減免相当分の年度末精算分について、指定管理者から提出された業務報告書への記載が漏れていた。適切な事務を行うよう指定管理者に対し指導されたい。</p> <p>(2) 新池交流館の管理運営に関する基本協定書に添付の業務仕様書において、年間の運営は、年度毎の予算科目の予算額以内で執行し、流用する場合は市と協議することになっているが、予算額以上に支出した科目について、予算流用の協議がされておらず、このことについては、令和元年度においても同様の指摘をしている。適切な事務手続を行うよう指定管理者に対し指導を徹底されたい。</p>	<p>(1) 指定管理者から提出された業務報告書の確認を徹底するとともに適切な事務を行うよう指導します。</p> <p>(2) 新池交流館の管理運営に関する基本協定書に添付の業務仕様書に基づき、予算を流用する場合は市と協議するよう指導を徹底します。</p>